

○南会津町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則

平成18年 3 月20日

規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年南会津町条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理運営方針の策定)

第2条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、公の施設の設置目的を実現するため、次に掲げる事項について定める管理運営方針を公の施設ごとに定めるものとする。

- (1) 基本方針
- (2) 管理運営の基準
- (3) 行政処分等の権限を含む業務の範囲
- (4) 管理指定の期間
- (5) 利用料金の扱いを含む金銭収受の条件
- (6) 施設の維持管理の条件
- (7) 備品整備の条件
- (8) 安全衛生管理の基準
- (9) その他必要な事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第2条の規定による指定管理を受けようとするものは、町長等が指定する日までに指定申請書（様式第1号）に事業計画書及び当該団体の概要書等を添付して町長等に申請するものとする。

(指定管理者の指定通知)

第4条 町長等は、条例第3条の規定に基づく議会の議決の後1月以内に指定管理者指定通知書（様式第2号）により、指定管理者の指定をしようとする者に通知する。

（指定の取消し及び停止）

第5条 町長等は、条例第6条の規定により指定の取消し又は停止を命ずるときは、指定取消・停止通知書（様式第3号）により当該指定管理者に通知しなければならない。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の田島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年田島町規則第9号）、伊南村の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年伊南村規則第3号）又は南郷村の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年南郷村規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

公の施設の指定管理者指定申請書			
		年	月 日
南会津町長(南会津町教育委員会)			
		申請者 住 所 団体名 代表者	㊟
南会津町公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第2条の規定により、下記のとおり申請します。			
記			
1	対象施設	名称 住所	
2	指定管理期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3	経費負担の条件		
4	申請添付書類		
	(1) 当該公の施設の事業計画書(運営方針、事業運営計画、収支計画等)		
	(2) 当該団体の概要書等(定款及び組織規約、役員名簿、設立登記事項証明書の写し等)		
	(3) その他指定したもの		
	①		
	②		
	③		

様式第2号(第4条関係)

公の施設の指定管理者指定通知書			
		年	月 日
指定管理者 (名称)			
代表者	様		
南会津町長(南会津町教育委員会)			印
下記により、公の施設の指定管理者に指定します。			
記			
1	対象施設	名称	住所
2	設置条例		
3	管理指定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4	利用料金及び事業対価の収納原則		
5	指定条件 (業務の内容 管理基準)		
	(業務の範囲 管理基準)		
6	添付資料		
7	備考		

様式第3号(第5条関係)

公の施設の指定管理者の指定取消・停止通知書

年 月 日

指定管理者 (名称)
代表者

様

南会津町長(南会津町教育委員会)



下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定を取消・停止します。

記

1 対象施設 名称
住所

2 取消・停止理由

3 停止の内容

①停止の範囲(全部・一部)

②停止期間 年 月 日から
年 月 日まで

③停止解除の条件

4 取消・停止に伴う協議事項